裁判員経験者の意見交換会(第4回)議事録

1 開催日時 平成26年9月8日(月)

午後3時から午後5時まで

- 2 開催場所 山口地方裁判所大会議室(本館3階)
- 3 出席者 山口地方裁判所 第3部総括判事 大 寄 淳

同 判 事内山孝一

山口地方検察庁 検 事 青 野 仁

山口県弁護士会 弁 護 士 太 田 善 久

裁判員経験者1番(50代 女性)

裁判員経験者2番(60代 男性)

裁判員経験者3番(70代 男性)

裁判員経験者4番(40代 女性)

裁判員経験者5番(40代 女性)

4 議事内容

○司会者(大寄裁判官)

本日は,5名の裁判員経験者の皆様に意見交換会に御出席を頂いております。お忙しい中ありがとうございます。司会進行は,私,山口地方裁判所の裁判官の大寄が務めさせていただきます。つたない進行になろうかと思いますけれども,どうかよろしくお願いいたします。まず,法曹関係の参加者から自己紹介などをお願いできればというふうに思います。検察庁のほうからお願いしてよろしいでしょうか。

○法曹三者(青野検察官)

どうも初めまして。山口地検の検事の青野と申します。この中で私の公判担当検事として立会した事件が二つほどあるんですけれども、我々の立証活動について本日は忌憚のない意見をお聞かせ願えればと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

〇法曹三者(太田弁護士)

皆様こんにちは。山口県弁護士会に所属しております太田といいます。私は裁判員制度対応本部という山口県弁護士会の委員会に所属しております。また、今日出ている事案についても担当した事件が1件あります。今日は貴重な機会だと思いますので、いろいろな意見を聞かせていただきたいと思いますし、その中で弁護人の活動がどのように映っていたのかという点について意見を聞かせていただければと思います。よろしくお願いします。

○法曹三者(内山裁判官)

山口地裁の裁判官の内山です。今日お越しになられた5名の皆様とは、一緒に裁判員裁判をやりました。もう私の顔はお忘れになられたかもしれませんが、私は今日この部屋に入って皆さんをお迎えして、ああ、あの事件について御一緒した皆さんだなというふうに、ちょっと懐かしいような気分になりました。今日は忌憚のないお話をよろしくお願いします。

○司会者(大寄裁判官)

さて、裁判員制度が始まって5年余りが経過いたしました。山口地方裁判所でも少なくない事件の裁判員裁判が行われたところであります。その運用に際しましては、検察庁、弁護士会、裁判所の関係者におきまして工夫と改善に向けて努めているところでございますけれども、実際に裁判員を経験された皆様の率直な御意見を伺い、よりよい運用へ向けての参考とさせていただければありがたく存じます。

今回のテーマの中心的な事項ですけれども、主には否認事件の審理ということについてになります。本日お集まりの皆様方は、事案の内容に様々な点で争いがあった、いずれも言ってみますれば特に判断が容易でないたぐいの事件を担当されていらっしゃいます。そこで、今日はそういった皆様の御経験を踏まえて、審理における検察官や弁護人の主張の分かりやすさ、証拠調べの分かりやすさ、また皆様の精神的な御負担等々、様々なお話を聞かせていただければと思っております。

その前に、皆様から自己紹介などを兼ねまして、お一人ずつお話を伺えればと思っております。失礼ながら番号でお呼びをさせていただくということになります。

こちらから簡単な事案の御紹介などをまずさせていただきます。

1番の方は、去年の1月に覚せい剤取締法違反等の事件を担当されました。この 事件は、被告人が利益を得る目的で暴力団組員らと共謀して覚せい剤を日本に密輸 入したなどという事案です。

弁護人は、被告人は密輸に関与していないと、覚せい剤の運び屋ら共犯者との共謀はないと主張をしていました。判決では、検察官が主張立証したとおり、覚せい剤を実際に運んだ者の証言は客観証拠と合致しており信用できるなどとして、被告人を覚せい剤輸入の共同正犯と認めています。量刑については、覚せい剤は多量であって、被告人は犯行に重要な役割を果たしているのに不合理な弁解をしていて、この点につき反省していないなどとして、懲役刑は検察官の主張どおり懲役12年の刑を、あわせて罰金刑については450万円とされている事案であります。

それでは, 1番の方, どうぞ。

○裁判員経験者(1番)

こちらに出向いてから1年以上たつのですが、この事件の受渡しの現場などがたまたま自宅に割と近い位置にありますので、その前を通ったりするたびに鮮明に思い出す、今でも思い出す状態です。あとは、テレビで何か法廷の場とかを見ると、自分がそこに行って仕事したんだということは思い出すんですけども。そのほかには強い印象としましては、判決を言い渡されたときの被告人の顔がどうしても頭から離れないなというふうに正直思っています。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございました。それでは、2番の方に引き続いて自己紹介がてら御感想みたいなお話を伺いたいと思いますけれども、2番の方につきましては、去年の5月に殺人未遂等の事件を担当されました。この事件は、被告人が被害者が妻と肉体関係を持ったことなどから怒りを抑え切れず、殺意を持って包丁でその腹部を突き刺しましたけれども傷害を負わせるにとどまり、殺害するに至らなかったなどという事案です。

弁護人は、被告人が被害者を包丁で突き刺したときの態様や殺意を争い、また被告人は被害者に押さえ付けられると誤信したため自らの体を守るために包丁で刺したのだと、いわゆる誤想過剰防衛が成立すると主張していました。判決では、検察官が主張立証したとおり、被告人は被害者の腹部を右手に持った包丁で強く突き刺したのであり、殺意があるとし、また被害者らの供述等によれば、被告人がさきに述べたような被害者からの攻撃を誤信するような事情はなかったとして、誤想過剰防衛の主張も退けております。量刑につきましては、結果が重大、動機は短絡的で酌量の余地に乏しい、真摯な反省の態度が見られないなどとして、懲役7年の刑が言い渡されたものです。

それでは、2番の方、どうぞ。

○裁判員経験者(2番)

1年以上前なもので事件のことをほとんど忘れてましたけども、思い返してみますと、裁判員として6人で入って初めていろいろなことを裁判長の方とかが説明してくれるんですけども、初め私どもは、もうちょっとしゃんしゃんとやったらいいんじゃないかないうような気がしたんですけども、後々よく考えてみると、変な誘導とか、そういうことがされないように注意されてて、そういうようなことがないようにという配慮でそのようなことをされたんじゃないんかなという、裁判が終わっての自分の感想ですけども、そういうような気持ちいうんか、そういうような感想を覚えました。あとは特に、1年以上前ですんで、ほとんど何も記憶いうんがありません。ただ、裁判長のその態度のことがものすごく印象に残ってます。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございました。引き続いて3番の方にお願いしますが、3番の方の事件ですけれども、3番の方は、去年の6月に殺人の事件を担当されました。この事件は、被告人がやくざに狙われているなどという妄想を抱くようになり、殺意を持って同じアパートに住んでいた被害者の腹部を突き刺して殺害したという事案です。

検察官、弁護人の間に本件犯行当時被告人が心神耗弱であった点については争い

がなかったものの、検察官の求刑は懲役18年、弁護人の意見は保護観察付きの執 行猶予付き判決を求めるというものであり、心神耗弱の評価を巡って実質的には大 きな争いがあったと言えます。判決では、犯行の態様は極めて危険で結果は重大と しつつ、持病による妄想が本件犯行に至る被告人の意思決定に及ぼした影響は著し いなどとして、懲役3年、5年間執行猶予という弁護人の意見に沿う執行猶予付き の刑が言い渡されております。

それでは、3番の方、どうぞ。

○裁判員経験者(3番)

私は裁判員に選任されて、こういう事件ですよというのが説明されました。私は 早速図書館で新聞の各紙を見ても、殺人事件でありながら原因が書いてないと。それで、どういういきさつでこの事件が起こったんかなというのが分からないまま私 は裁判のいろんな状態に入ったわけですが、その中で、実はさっき話がありました 心神耗弱といいますか、いわゆる精神的な病気であるというのがメインの争いになってきたように思うわけですね。そういう背景があるということが、もし裁判員裁 判の始まる前に何か暗示的なものでもあれば、また私ども裁判員の6人の者も争点 がはっきりしたんじゃないかと思うんですけれども、途中から急に争点が、殺人事 件とはいいながら被告人の病気の問題の争いになったということで、正直言いまして検事さんの求刑と随分離れた判決が出たように思うんですけども、これは私ども 裁判員として本当に、被害者の家族の顔を見ながら裁判を進める中で、非常にその 点が心苦しいような気がいたしました。

高裁に控訴されたということがありましたけれども、やはりなるほどなと、被害者の家族の方が納得できるということが、今回の事件では納得できるような状況ではなかったということが非常にそういう形であらわれておるんじゃないかと思うんです。それで、今回私どもが思うのは、裁判員に選任されたときには、何かこれが争点ですよというところが少し、暗示といいますか、サジェスチョンがあると、また不安を抱えながら裁判員の裁判に臨むのが、できるんじゃないかと思うんですけ

れども。その点が私がこの事件を振り返って思うところです。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございました。引き続きまして4番の方の事件について簡単にお話しさせていただきます。4番の方は今年の1月から2月にかけて、いわゆる麻薬特例 法違反等の事件を担当されました。この事件は、暴力団の組長の妹である被告人が 暴力団幹部の者と共謀して、1年以上にわたり多数人に対して覚せい剤を密売する ことを業としたなどという事案です。

弁護人は、共犯者とされる者との共謀はないと主張をしていました。判決では、 検察官が主張立証したとおり関係者の証言が共犯者の証言とよく整合しており信用 できるなどとして、被告人を麻薬特例法違反の共同正犯と認めています。量刑については、覚せい剤は多量であって職業的な犯行である、被告人は共犯者に指示して密売をさせ、売上金の半分以上を得ており共犯者より主導的な立場にあった、被告人は不自然な弁解に終始していて反省の態度は見受けられないなどとして、罰金刑は検察官の求刑どおり500万円、懲役刑については懲役12年とされた事案です。 それでは、4番の方、どうぞ。

○裁判員経験者(4番)

事案が暴力団関係ということもありまして、裁判所の方は非常にいろんな面でよくしてくださったと思います。私は車でこちらに通っておりましたので、そういう人には駐車スペースを取っておいてくださって、朝迎えてくださるというようなことをしていただきましたが、単なる思い過ごしだとは思うんですけど、車で来るというのが、それ自体が非常に怖かったです。ナンバープレートとか、もしかして追跡されたらすぐ分かるんじゃないかとか、やはり不安に思ったりもしました。なので、こちらからの帰り道に変にあおってくる車があったりとか、あと大きな音を立ててわけの分からぬことをマイクで言いながら通り過ぎていく車等と会いますと、思わずびくっとするようなことがありました。自分がいかに気が小さいかというのがとてもよく分かったんですが、そういう不安はないんだよということを誰かに言

っていただけるとよかったかなというふうには感じます。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございました。続いて5番の方ですが、5番の方は今年の2月から3月にかけて、現住建造物等放火の事件を担当されました。この事件は、被告人が共同住宅の自室内に灯油をまいて火を放ち、その火を自室の床や柱などに燃え移らせて自室を焼いたという事案です。

弁護人は、本件の火事はたばこの火の不始末の可能性が否定できない、被告人を 犯人と見てよいかは慎重な検討が必要、犯行当時被告人に責任能力がなかったこと をうかがわせる事情があるなどと主張をしていました。判決では、検察官が主張立 証したとおり火災は放火によるもので、放火の犯人は被告人であり、犯行当時被告 人には完全に責任能力があったと認め、危険で悪質な犯行により重大な結果が生じ たなどとして、懲役8年の求刑に対し、懲役7年の判決が言い渡されているところ です。

それでは, 5番の方, どうぞ。

○裁判員経験者(5番)

一番近々の裁判員裁判を経験したんですけれども、正直長かったというのが一番大きくて、精神的負担というようなことは余り考えてはなかったんですけれども、やはりこちらに通っていたときは気が張っていたというのもあって、後々どっと疲れがきたというのが一番の印象です。あと、この事件に関して、本人さんの供述も余りなく、情況証拠だけで量刑を決めるという、ちょっと難しいというか、決めかねるところがありまして、考えてみると本当にこの刑でよかったのかなというのは後々思ったりもしたことがあります。証拠が全てとは言いますけれども、完全な証拠がないところで裁判を進めるというのは、その当時も、その後もちょっと考えさせられるものがあるかなとは思ってます。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございました。それでは、今までお話を伺った点も含めまして、審理

の中で当事者,検察官や弁護人の主張や立証が分かりやすかったかどうかということについて意見を伺っていきたいというふうに思います。

審理の順序に従って、まず検察官や弁護人が証拠の取調べの前にする冒頭陳述というものについて伺っていきたいと思います。冒頭陳述は検察官なり弁護人なりが立証しようとしていることをいうもの、すなわちそれぞれのこの時点での主張をいうものですけれども、それが分かりやすかったか、そうではないというふうにお感じになったか。分かりやすかったというふうにお感じになった場合はどんな理由からか、分かりにくいなと思った場合も同様に、どんな点が改まればよりよいものになるのかというようなことをお話しいただければというふうに思っております。

どなたからお話しいただいてもよろしいんですけれども、当てたほうが話しやすければ、大体こういうとき恐縮なんですが1番さんから当ててしまうのが倣いで多いんですが、考えがまとまらないということであればパスしていただいても構いませんけども、今の冒頭陳述の分かりやすさの点、いかがでございましょうか。

○裁判員経験者(1番)

正直な気持ちなんで、私が見たときはちょっと分かりにくかったですね。内容をいきなり読んで、自分の理解も時間が掛かりましたし、その文章の内容を全体的というか、把握するのは、私は麻薬の事件でしたけども、それがほかの事件とも複合してたりするもので、その辺の全体像も見えないままでしたので、やっぱりちょっと理解に時間も掛かりましたし、分かりにくかったですね。

○司会者(大寄裁判官)

更にお尋ねさせていただければと思うんですけども、理解に時間が掛かったというのは、もうちょっと当事者のほう、検察官なり弁護人のほうなりで情報の量なり質なりをブラッシュアップしていただければ、その時点でもある程度分かったのかなとお思いなのか、事案の性質上、やっぱりかみ砕いて頭の中に入れるまでには時間が掛かるのでしょうがなかったのかなという感じなのか、その辺のお話を聞かせていただいていいですか。

○裁判員経験者(1番)

しょうがなかったのかなというのも確かにあります。今言われた、量としても十分過ぎるぐらいありましたし。やっぱりそれを時間内で自分の中でまとめたり理解 しようとすることが、難しいのはしょうがなかったかなということかなと思います。 〇司会者(大寄裁判官)

そういたしますと、そのための工夫として考えられるのは、冒頭陳述を検察官、 弁護人らから聞いた後に少し休廷の時間を取ってかみ砕くようなところ、もし分か らない用語があるんであればそのときに裁判官が説明するなどということもあるか もしれませんけれども、そういった時間が持てればまた少し変わってきたかなと、 そんな感じはありますでしょうか。

○裁判員経験者(1番)

そうですね。今言われたように、前もってその時間内で質問のこととかと言われますとそういった気持ちもいたしますが、ただ何をどのように質問していいかも少し分からないところというか、多かったと思うので、その日はやはり時間も必要かなと思うので、簡単に言えば仕方がなかったのかな。限られた期間の中でするにはそういった経緯になるんじゃないかなというのはありますね。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございました。では、引き続いて2番さん、今の冒頭陳述の点、情報の量とか質とかいうような実質的な面でも、また法廷でお話がされたときの声の大きさとかスピードといった技術的な面といいますか、形式的な面といいますか、何でも構いませんので、お願いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者(2番)

話の内容としては、検事さんとか弁護士さんの話は分かりやすかったんですけど、 ところどころ、誤想過剰防衛とかいうような、割と初めて聞くような単語が出てく るんですよ。後で、よく裁判長のほうから説明を受けて、こういうもんですよとい うのは分かったんですけども、悲しいかな、ぽんと裁判所に出て、そういうような いろんな難しい単語いうんか、平生使いなれてない用語が出てくると、そこで頭が思考停止みたいな状態になるんじゃないんかなと思うんですけども。そういうのは、弁護士さんでも検察官の方でも、普通の素人の方がおるんだから、これはちょっと注釈を付けてええんじゃないんかないうのはその場で注釈を付けていただくほうが、職業でやられる弁護士さんなんかは分かるでしょうけども、私らは全然分かりませんから、そういうとこをちょっと気を付けていただいたらよかったかなと思います。〇司会者(大寄裁判官)

ありがとうございました。今のお話ですと、結局のところ誤想過剰防衛なんてい うのについては、裁判所のほうで引き取って休廷の間に多分説明したのかなという ふうにそんたくするんですけれども、そういうのはむしろ冒頭陳述の中で検察官な り弁護人なりに御説明いただいたほうが、言ってる意味がより頭に入りやすかった んだ、よかったんじゃないかな、そんなことでよろしいですか。

○裁判員経験者(2番)

そうです, はい。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございました。引き続いて3番さんも、冒頭陳述の点で争点みたいなのが暗示的なものでも早めにもらえればよかったというようなお話を先ほど承りましたけど、冒頭陳述の時点では争点というのは明らかになったのかなとも思うんですけども、冒頭陳述を聞いただけではまだ争点というものが頭に入ってこなかったのかどうかというあたりも含めてお話しいただければ助かります。お願いします。

○裁判員経験者(3番)

冒頭陳述については特に分からないという点はなかったし、事実だけを聞くわけですから、それだけ分からないというようなことはございませんでした。ただ、それは最終的な争点について結び付くような話がまだ十分でなかったような気がいたしました。事件そのものは非常に簡単なんですけど背景は複雑だというような格好で、そういう点でだんだんと事件の深みが、裁判を続ける中で分かってきたような、

そういうふうな感じを受けました。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございます。4番の方、冒頭陳述の点について、これは検察官の立場からしても否認事件ということもあり、記載の内容が手厚かったかなというような認識もあったようなんですけれども、冒頭陳述はいかがでございましたでしょうか。 〇裁判員経験者(4番)

非常に分かりやすかったように受け取りました。かみ砕いた資料も用意されてましたし、お話のされ方が非常にゆっくりと分かりやすくを心掛けて話をされてるなというのを感じました。間も十分取っていただいて、メモを取る時間もこちらとしては確保できたと思いますので、裁判員という素人相手にかなり練習、研修を積まれてやってこられたのかなという印象でした。

○司会者(大寄裁判官)

では、5番の方、冒頭陳述についてお願いしたいと思います。

○裁判員経験者(5番)

私の場合も、冒頭陳述はすごく分かりやすかったです。資料もたくさん用意されて、資料はちょっと多過ぎたというのもあるんですけれども。専門用語とか分からない言葉は裁判官のほうから質問を途中でしていただいたりとかもありましたし、聞きなれない言葉で、えっ、何というふうに立ち止まることはなかったと思います。被告人に対しての質問もとても分かりやすく、すごく大きな声ではっきり言っていただいたので、こちらからもすごく聞き取りやすかったですし、もうちょっと聞いてほしいなというところもきちんと聞いていただけてたと思ってます。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございました。冒頭陳述の段階で資料が多過ぎたというような印象を お持ちになられたんですか。

○裁判員経験者(5番)

審理が進むにつれて資料が莫大に増えてきたという、最初は本当、1枚ぐらいだ

ったのがどんどんどんどん増えてきて、結局、本当は決定的な証拠というのは誰でもが欲しいものだと思うんですけれども、それはどこのということがすごく悩んだところで、莫大な資料の中からどれを見て、じゃあ決まりねというのをすればいいのかというのは迷いました。

○司会者(大寄裁判官)

内山裁判官のほうで、今5番さんの言われる資料が多かったというのはどういう 御趣旨か教えてもらっていいですか。

○法曹三者(内山裁判官)

この事件はたしか放火事件で、建物のこの場所のことを垂木というとか、そういうちょっと専門的な、証拠自体が専門的な内容にわたるものだったので、それを解説するような資料、そういったものを多少用意したといった経緯がありました。

○司会者(大寄裁判官)

分かりました。ありがとうございます。冒頭陳述について一通りお話を伺わせていただきましたけれども、法曹三者のほうから何か御質問なりしていただくことがあれば遠慮なくしていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○法曹三者(青野検察官)

検察庁といたしましては、こういった裁判員裁判の事例を通じて、私たちなりに 最初に分かりやすく事案を理解していただきたいという気持ちも込めて、ちょっと 詳しめの冒頭陳述をやらしていただいてる側面はあるんですけれども、個別の事案 になって申し訳ないですが、例えば1番さんと4番さんであれば、これは実は同じ 覚せい剤の事件でしたので、ちょっと意見が分かれる、要するに片方は分かりやす いとおっしゃってくださって、もう片方はなかなか理解に時間が掛かったというこ となんですけれども、そこで質問なんですが、まず分かりにくかったというのは、 今回は輸入とか覚せい剤という日頃なじみがないものがあるので、やっぱりその辺 で、話を聞いててもなかなか頭に入ってこなかったからという側面があるのか、そ れともそもそも検察官の説明の仕方とか、そういったもの自体がちょっとどうだっ たのかなというのか、それともまた別の要因でか、分かりにくさというのもいろいろあると思うんですけれども、根本的な、直接的な原因は恐らく既におっしゃっていただいてるように、なかなか頭に入ってこないというのがあると思うんですけど、頭になかなか入ってこなかった理由として、今から振り返って思い当たることがあれば教えていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○司会者(大寄裁判官)

1番さん,いかがですか。

○裁判員経験者(1番)

入ってこなかった、全体像がつかみにくかったというのは、登場人物も多くて、自分の中で組立てというか、そういうのも、どんどん新しい人が途中から出てきたりするので、その辺もよく分からなかったのもありますし、私の印象としては、最初に陳述書を読んだときに理解しにくかったというのは、私自身の飲み込みが浅くてちょっと難しかったというのも、個人的なものがあるかもしれませんけど、印象としてはその辺がよく分からなかった、すぐに分からなかったというところだと思うんですね。

○法曹三者(青野検察官)

どうもありがとうございます。登場人物は確かに多かったので、途中からいろん な人が出てきたら、この人は誰だったんだろうとか。

○裁判員経験者(1番)

それもありました。名前も、なかなか聞いたことのないような名前の方も出てきましたし、その人が本当は一人の人で名前が違ってるのだとか、そういったややこしい感じがありましたね。その辺もちょっと難しかったのかなと思います。

○法曹三者(青野検察官)

ちなみに、そのときは私はこちらにはまだ赴任してなかったんで分かんないんですけど、登場人物は最初に説明があると思うんですけど、そのときは余り最初に詳しい説明とかというのはなかったでしょうか。

○裁判員経験者(1番)

多分していただいたとは思いますけど,全部を理解するのはちょっと難しかった んだと思うんですね,最初の冒頭陳述を見たときに。

○法曹三者(青野検察官)

分かりました。ありがとうございます。それと、もう一点なんですが、ここは検察官としてもいろいろ悩みどころではあるんですけど、いざ審理を全て振り返ってみたときに、じゃあここまで複雑で頭に入れるのに時間が掛かるような冒頭陳述をしなくてもよかったんじゃないかという感想を持つのか、それともいろいろ最初は負担も大きかったし、なかなか苦労したけれども、後から振り返って、あれはあってもよかったなと思うのか、それとも別の感想をお持ちになられたのか、というところは。

○裁判員経験者(1番)

もちろんあってもよかったというか、あってよかったなと思いますし、もっと早くに理解できる自分でありたかったなというのも正直ありますし、裁判長のほうも分かりやすく区切ってその都度説明を、私たちに分かりやすいようなお気遣いを持って説明されたので、その場その場では、フレーズとして小さいものではかみ砕くことはできたんですけども、そこから更に人が増えたり場所が変わったり、いろいろと大きくなってくると同時に、少しずつ自分の中でそれをまとめるのが難しかったりということもあったと思います。

○法曹三者(青野検察官)

分かりました。ありがとうございます。

〇法曹三者(太田弁護士)

今冒頭陳述の分かりやすさという話があった中で,一つは専門用語という話がありましたし、また主張のボリュームというか、量という話もあったと思うんです。 あと、弁護人の立場として思うのは、冒頭陳述の段階で検察官がする主張、特に否認事件のときは検察官がする主張と、それから弁護人がする主張というのがある意 味全く違ったような主張というか、物語になっていることがあったりして、そういう点で、3番の方から選任されたら争点のところが早く知れればという話もありましたけれども、冒頭陳述の段階で検察官の言うことと、それから弁護人の言うことがかみ合わないというか、違ったことを言ってるように聞こえて分かりにくかったと、そういうような印象はあったでしょうか。

○裁判員経験者(3番)

それぞれの主張が分かりにくかったということはありません。それは当然そういうふうな主張をされるであろうということは分かります。ただ、私ども一般の者の感情的なものがその理解を妨げるということなんですね。例えば病気の方が殺人事件を犯した、全く見ず知らずの人に対して殺人事件を犯すという、そういう背景のことを思うと、それでいいんかと、そういうふうな感情がやっぱり私どもは思うわけですね。それは当然皆さんそうだったんだろうなというのは思います。ただ、それはそれとして、今までの判例の中で処理されてきたという、そういうふうな病気の方の犯罪について処理されてきた背景、判例といいますか、それで最終的には決着がつくわけですけど、それを私どもも一般の位置の人間として思うと、理屈では分かっても感情的には非常に分かりにくい。また、その場に被害者の家族の方がいらっしゃる、その顔を見ながら思うと、なかなかそういうふうな背景を理解するということ、理屈の上で理解というのと感情で理解できるというのとの葛藤といいますか、そういうのはあったと思います。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございます。それでは引き続いて、証拠の取調べについて伺っていき たいと思います。証拠書類を検察官が示したり読み上げたりしながらする証拠書類 の取調べと、人の話を聞く、証人尋問、被告人質問というものとありますが、証人 尋問、被告人質問といったほうからお尋ねをさせていただければと思います。

証人尋問や被告人質問をされたときに分かりやすさの点で一つ問題になり得るのが、検察官なり弁護人なりがされる尋問、質問の意図が分かりにくいなというふう

に感じたことがあるかどうかといったあたりから聞かせていただければと思うんですけども、2番さんから今度はお話を伺わせていただければと思います。お願いします。

○裁判員経験者(2番)

殺人未遂で、全体がしっかりと描かれていたような気がして、特に難しいとか判 断に困るとかいうようなことはなかったです。

○司会者(大寄裁判官)

全体がしっかり描かれていたというのは、質問の趣旨が明確であったと、また質問が争点と結び付くというところがすぐ自分なりには理解できたと、そんな感じで 承っていいんですかね。

○裁判員経験者(2番)

はい。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございました。3番の方,いかがですか。

○裁判員経験者(3番)

事件そのもの、起こった事象については、人を殺した事件なんではっきりしておるんで、それはそれではっきり分かったんですが、あと先ほどもありましたけれども、徐々に核心がそういうふうな病気であるということをどういうふうに判断するかというところに移っていく段階で、やはりその説明がはっきりそれで分かったんかどうかというのがちょっと。私も質問はしましたけれども、やはりこっちも勉強不足で、質問が的外れのような格好になったんじゃないかなと後で思ったりしましたけれども、やはりそこが証人で出てこられたお医者さんに対して、私どもももう少し勉強しておらんと、先生のおっしゃる医学用語がすんなりと理解できない部分もあったように思います。

○司会者(大寄裁判官)

3番さんの方の審理では、今お話がありましたように鑑定をされた医師の証人尋

問がありましたかね。その中で、まず医師のほうがプレゼンテーションみたいな形でお話をされたというところがあったと思いますけれども、今医学用語で難しいところがあったというようなお話がありましたが、そういう用語の問題とかも含めてで構いませんけど、プレゼンテーションで初めにされた医師の説明について理解度がどんなもんだったかと、言いにくいことがあるかもしれませんけども、もうちょっと工夫してくださればお話がよく分かったのになというようなところはございましたでしょうか。

○裁判員経験者(3番)

全体的には分かったつもりなんですけれども、ただ事件の核心に触れる、例えば 極端なことを言えばイエスかノーかというような部分について、少し聞くほうとす れば曖昧なような気がいたしました。

○司会者(大寄裁判官)

その曖昧さというのは、お話しされる医師なり、お尋ねされる検察官なり弁護人なりがもうちょっと頑張ればクリアできるものなのか、やっぱりそこのイエスかノーかというところは、医師が断言をぽっとはできないところの事案の性質上難しいというお話なのか、その辺はいかがですか。

○裁判員経験者(3番)

恐らく難しかったんであろうというふうに思います。

- ○司会者 (大寄裁判官)
 - 後者のほうですかね。
- ○裁判員経験者(3番) はい。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございました。引き続いて4番さん、証人尋問、被告人質問について、 分かりやすさの点で御意見を承ってよろしいでしょうか。

○裁判員経験者(4番)

質問自体は分かりやすかったと思います。証人の方や被告人の方が理解できなくて質問を返されたときも、では質問を変えますということでかみ砕いた質問をされていたので、こちらとしても更にかみ砕いていただいて分かりやすかったと思います。

ただ、証人の方の中で1名、服役中の方がいらしたときは分かりにくかったと思います。というのが、刑務所内での生活といいますか、そこでこうしました、ああしましたというようなことをおっしゃるんですが、正直分かりません。どういう状況下でそういうものを書いたのかとか、そういうのが具体的に我々にイメージできるはずもないので、その辺はちょっと分からないなと思いつつ伺ってました。休み時間のときに裁判官さんのほうに、これはこうこうこういうことなんですかという質問をしたんですが、まあそうでしょう、服役してる中でのそういった出来事なんでしょうという返事で、こう言ってはなんですけど、法曹界の方というのは連携を取ってらっしゃらないのかなと素朴な疑問を持ちましたので、その辺だけはよく分からなかった。あとはよく分かりました。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございました。内山裁判官のほうで、今のはちょっと私は場面がにわかに分からなかったんですが、何か補足してくださることがあればお願いしても大丈夫ですか。

○法曹三者(内山裁判官)

4番さんに確認なんですけど、その服役中の方というのは男の人の話でしたかね。 どうして自分がこういう捜査に協力してしゃべることになったかという経緯を話す 場面でしたかね、刑務所内でこういうことがある、ああいうことがあったというよ うなお話は。

○裁判員経験者(4番)

そういう中でのことです, はい。

〇法曹三者(内山裁判官)

分かりました。確かにそういう場面がありました。共犯者の人が被告人がやった ことについて証言をする場面で、どうして自分がこういった話をすることになった のかという経緯を話す際に、事件の後こういうことがあったのだということを法廷 でいろいろしゃべる場面がありまして、それは証言者にとっても若干歯切れが悪い、 事件の後、自分のプライベートな部分でこういうことがあってというようなことを 話そうとしてるんですけれども,若干歯切れが悪いという場面がありました。なの で、4番さんのような感想を持たれたのだなというふうに今聞きながら思いました。 4番さんから質問を受けたのは私だったか、ほかの裁判官だったか、ちょっと私 は自信がないんですけれども、曖昧な答え方をその裁判官がした際に、まさに今言 われたように,法曹関係者って連携が悪いんですかというふうに聞いてくだされば, もうちょっとすっきりいったかもしれません。あえて今その御質問に私のほうから 若干コメントするとすれば、我々裁判所のほうでは法廷で見聞きしたことだけを証 拠として見なければいけないので,法廷で出てこなかった事情についてどうだった んだろうかというふうに考えるときに、どうしても推測の部分が入ってしまうわけ です。なので,聞かれた裁判官は,飽くまで法廷ではっきりしなかった部分なので 推測の部分が入ってしまうんだということを踏まえた形で、そうなんでしょうかね というような曖昧な返事をしたんじゃないかなと思いました。その点は、そういう 裁判という手続をするに当たってのルールの縛りがあったためにそうなったのでは ないかなというふうに思いました。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございます。大切なことであれば、その尋問をした人が、聞いている、判断をされる裁判員の方に理解をしてもらわなきゃいけないと思うので、聞かれる方がお答えになられることの位置づけがどのくらいのものかということを考えながら質問された面もあったんであろうなというふうには思いますけれども。ただ、後で裁判員の方が、あの質問の意味はどうなんだろうなというようなことがあって帰ってくるというようなことがあっては余りよいことではないのかなというふうには

私は思います。

5番の方、引き続いて証人尋問、被告人質問について、分かりやすさについて述べていただいてもよろしいですか。

○裁判員経験者(5番)

証人尋問は、被告人質問も分かりやすかったんですけれども、証人はちょっと多かった、ほかの裁判は分からないのであれなんですけれども、私個人的な意見として、証人が多くて、今日は何人、今日は何人という感じで、もういいよというのが正直なところあって、質問をしてくださいって言われるんですけど、初日は特に頭はパニクってますし、何を聞いていいかも分からなかったので、その辺は冒頭陳述の後、評議じゃないですけれども、一旦間を空けて、次の日に証人尋問とかというのがあれば、ほかの方も質問等をちょっとは考えられるのかなというのは正直なとこありました。

○司会者(大寄裁判官)

今,間を空けるというふうに言われましたけど,それは日程的に裁判所に来ない日をつくるという感じのイメージなのか,裁判所には来るけど尋問に入るまでの時間をたっぷり取るというような感じなのか,どんなイメージで言われてますか。

○裁判員経験者(5番)

裁判所に来る日を空けるのではなくて、最初に検察の方と弁護人の方がこういういきさつでというお互いの主張をされて、そこで一旦法廷を止めて、止めてというのはあれなんですけど、法廷を閉めてもらって、午後からたっぷり評議、どういう形でどういう証人が来られるのでこういう質問はありませんかという話合いの場があれば、証人尋問は次の日からってしてもらえれば、もう少ししんどい思いをしなくてよかったかなという印象はあります。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございます。5番さんの事件ではずっと被告人が黙秘をされていたんですかね。その関係で証人尋問によって立証しなきゃいけないということが増えた

なと、私の手元にある資料だと9人証人を調べられたとあるので、かなり多いほう なのではないかと思います。

今の黙秘されていたということなんですけども、私の仄聞するところによると、 審理が始まってから、もっと細かく申し上げると、被告人質問が始まって、裁判員 さんの質問が始まってから、やおら具体的な供述を始めたということで伺ってるん ですけど、そういう話でしたか。

○裁判員経験者(5番)

そうです。突然,何の前触れもなく言葉を発せられたのでちょっと驚きました。

○司会者(大寄裁判官)

5番さん、大変貴重な経験をされたというふうに思いますけれども、いきなり話されたということなんですけど、日程的に裁判所のほうで、そういうことにも備えたゆとりのある時間的な余裕を見ての日程になっていたのかどうかというあたり、これはいかがですか。

○裁判員経験者(5番)

時間的な余裕は、ちょっと時間をオーバーする日もあったんですけれども、被告人が急にお話をされたところでちょっと時間のずれが生じて、押して押してというところもあったんですけれども、日程的にはそんなにきゅうきゅうに詰まっていたわけではなかったので。ただ、毎日何人も何人もいろんな方にお話を聞くというのはちょっと正直疲れたなという感じですね。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございます。多数の証人の方のお話を聞くのは疲れるというふうに言われたんですが、それがもしも証人ではなくて証拠書類という形でまとまっているものを検察官が読み上げたとしたら、それが変わったのかどうか。もし検察官が証拠書類を読み上げることでも、全体として情報の量は多いわけですから変わらないということなのか、その辺は何か御意見はございますか。

○裁判員経験者(5番)

証言が多い少ないで内容が変わってくるとは思わなかったです。ただ、証人さんはいろんな方がいらっしゃったんですけれども、弁護人が弁護したい内容を証言するような証人の方はいらっしゃらなかったですし、検察側が主張する内容で一方的に進んでいったという印象はあったので、被告人がお話しされないということで証人が多数いらっしゃって、証人さん全員にそんなに話を聞く必要があったかなというのは正直疑問に思ってます。

○司会者(大寄裁判官)

そうすると、それは証人がお話しになるか証拠書類を検察官が読み上げるかというレベルと違って、立証がちょっと多かったのではないかと、そんなイメージで今お話しされてるというふうに承ってよろしいですか。

○裁判員経験者(5番)

はい, そうです。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございました。それでは、1番さん、証人尋問、被告人質問について、 分かりやすさという観点から御意見を頂いてもよろしいでしょうか。

○裁判員経験者(1番)

私の場合は、被告人の発言のほとんどが、分かりません、覚えていませんとか、 そういったことだったと思います。証人のほうも、ビデオの画像で服役中の方がや はり、話せませんとか、そういう答えがほとんどだったと思います。ですから、分 かりやすいというより、言えないことが何なのかなということをあれこれ考えたほ うが多かったようなふうに思います。

○司会者(大寄裁判官)

そういう事件だったんですね。ありがとうございました。証拠書類の取調べのほうについて伺えればと思うんですけれども、証拠の図面なり写真等が手元の画面に映し出されたというふうに思いますけれども、それが見にくいなと、もうちょっとこんなふうにしたらいいんじゃないんかと、これは技術的なほうの質問の部類に入

るかもしれませんけれども、検察官から事前に質問で頂いてるのでお尋ねさせてい ただきたいんですが、3番さん、いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者(3番)

私の場合には、殺人事件の証拠でもございましたもんですから、実際に凶器とか、 血で汚れた衣類などが証拠書類として出ておりました。普通私どもの日常の中では 見ることがない情景ではございましたけれども、やはり現実の問題として、それは それとして提示されるものだというふうに私自身は理解しておりましたので、特別 にそのことでどうこうということは感じませんでした。

○司会者(大寄裁判官)

今,少し精神的な負担みたいな問題も加わってお話しいただきましたけれども, 殺人事件で被害者の御遺体の写真なんかも,これはまずモノクロ写真を見せて,そ のほかにカラー写真を見ていただくという方法をとったと仄聞しておりますけども, そんな感じで進められたわけですか。

○裁判員経験者(3番)

はい、そうですね。それですから、カラーを見たくない人は、今から映すので見ないようにしてというような、そういうふうな進め方がありましたから、私自身は、今までもそういう事例があったということを聞いておりますので、特別に違和感を持って見たわけではございません。

○司会者(大寄裁判官)

示される前に、今から映しますよというふうな注意喚起があったのは、これはこれで、心の準備ができたんでよかったというような感じで伺ってよろしいんでしょうか。

○裁判員経験者(3番)

はい。それはそれで、前もってそういうふうなお話がございましたもんですから、現に現場で、現場というか裁判の中でそういう情景が映し出されても、そういう説明があっても、皆さん分かっており、事実だというふうに理解しておりました。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございました。時間の関係もございますので、証拠書類の点について 特別に皆様のほうから御意見がなければ少し進めていきたいなと思うんですが、何 か御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか、当たっていない方で。

よろしいでしょうか。

そういたしますと, 証拠の取調べについては一応この程度にしようかなと思いますけれども, 何か法曹の関係者のほうから御質問は, 今の時点でございますか。

よろしいですか。

そういたしますと, 証拠の取調べが終了した後に行われる論告弁論, 検察官, 弁護人それぞれの事件に対する最終的な御意見ですね, こちらのほうの理解度, 分かりやすかったかどうか, 後の評議においてずばり役に立つものになっていたのかどうかと, そういったあたりについてお話を次は伺わせていただければと思います。

4番の方, いかがでしたでしょうか, 論告弁論について。

○裁判員経験者(4番)

特に、正直印象に残ってないです。といいますのが、別にドラマチックに何か変わるということがなく、当然のことなのでしょうが、それまで時間を掛けてやったことをまとめてらっしゃったので、そうだったな、そうだねというような、納得する時間であったように覚えてます。

○司会者(大寄裁判官)

そうしますと、まとめ方として、違和感のない、立証を十分踏まえたそれぞれの、 検察官なり弁護人なりからの御意見が述べられていたと、そんなふうに伺ってよろ しいですかね。

○裁判員経験者(4番)

はい。

○司会者(大寄裁判官)

後の評議に論告や弁論が結び付いたかどうかというあたり、それはいかがですか。

○裁判員経験者(4番)

その部分だけがということはなかったように思います。それまでの証拠提示,証 人の証言等々のほうを,証人の方が自ら語ってくださってるということのほうがや はり印象が強いので,最後にまとめてくださったというのは,まとめていただいた と。

○司会者 (大寄裁判官)

まとめはまとめとして御主張は聞いたけども、それだけに寄り掛かるのではなく て、検察官なり弁護人なりがした立証を踏まえた上で判断が形成されたと、そうい う理解でよろしいですかね。

○裁判員経験者(4番)

(うなずく。)

○司会者 (大寄裁判官)

ありがとうございます。5番さん、論告弁論の分かりやすさみたいなことについてお話を伺ってよろしいですか。

○裁判員経験者(5番)

特に分かりにくいところはなかったんですけれども、先ほども言われたとおり、被告人の方が黙秘されて、法廷で急にお話をされてという形で、検察側の求刑というか、内容はとても分かりやすかったというか、イメージどおりという感じなんですけれども、ただ弁護側の、どこに持っていきたいのかなというのが正直分かりづらかったです。

○司会者(大寄裁判官)

難しいかもしれないですけど、弁護側のどこに持っていきたいのかなというのが 分かりにくかったというのは、もうちょっと砕いて言っていただいてもいいですか。 〇裁判員経験者(5番)

弁護のしようがなかったというか、お話をされないので弁護人の方もとても困ってらっしゃったかとは思うんですけれども・・・ここをこうだから弁護しますとい

う決定的なものがないというか、本人さんがしゃべられないというのもあると思う んですけれども、印象としては弁護人さんの最後のほうは何か分かりづらかったよ ねという感覚しか覚えてないんです。

○司会者(大寄裁判官)

弁護人の主張が分かりにくかった原因としては、弁護すべき点というのは少し、 5番さんの目から見て、そもそもが難しい事案であったということが大きく影響してるというお話で伺っていいのか、ちょっとそれとは違うのか、いかがですか。

○裁判員経験者(5番)

最初にこういう事情で弁護しますというのが出ますよね。それとはちょっと違う 内容で最後弁論されたような印象を受けたので、ここに来てそうかなというイメージ、印象はありました。

○司会者(大寄裁判官)

法曹三者のほうから何か御質問はございますか。

〇法曹三者(太田弁護士)

これは私を含む弁護団が担当した事件なんですが、やはり被告人自身がなかなかしゃべらないという点はあったと思います。ただ、その中で弁護人としては、一定の争点を設定しようと思うところもある反面、やはり多くの争点を全て争いたいという形になったというのが一つありまして、そういう意味では確かに、冒頭陳述で言っていたことと、それから弁論で言っていたことというのが変わっていったということはあるかとは思います。今お話を聞いてて、弁護人が操作をして黙秘をしているというよりも、本人が黙秘をしているというふうに映っていたのだなというのが私にとってはあると思います。新しい感覚にも聞こえました。

○司会者(大寄裁判官)

太田弁護士、5番を担当されたということなんですね。

○法曹三者(太田弁護士)

そうですね。

○司会者(大寄裁判官)

それから、論告弁論について、後の評議において役に立つものになっていたかど うかということを含めて分かりやすい分かりにくいということ、今まで当たってな い方で御意見があれば是非お話しいただければと思うんですけれども。

よろしいでしょうか。

それでは、皆さん否認事件ということで審理がボリュームとして比較的あったものだと思いますので、先ほどどなたかもおっしゃってたと思いますが、何日か足を運ばなきゃいけないという期間になってしまったと思うんですね。それで、もうちょっと検察官、弁護人、裁判所が事前に話を詰めて、もうちょっとコンパクトな期間でできたんじゃないんかなというような御意見があれば言っていただいて。あの事件のボリュームで、どう動くか分からないことも踏まえると、それは仕方がなかったのかということなのか、ほかの事件をやってないから分からないけど、あんなものなのかと、いろんな御感想があると思うんですけど、審理や評議を行う期間についての御意見が承れればと思います。

1番さん,いかがですか。

○裁判員経験者(1番)

私の事件の覚せい剤ということに関してでは、私は2週間近く通ったと思うので、ほかのものを知らないのでそれがどんなものか分かりませんけど、期間的には長かったと思います。通勤距離もありましたので、最初の初日から3日ぐらいは随分、これで来週もまだという気持ちが正直ありましたけど、そのことよりも事件の内容を帰って把握したりなんか、いろいろそういったことで集中したので、終わってみれば、最初は長く感じたけれど、2週間で終わったなということでありました。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございます。2番さん、いかがですか。

○裁判員経験者(2番)

私の場合は殺人未遂で、全て順調に流れていったような記憶があるんですけれど、

特に長いとかいうような気はありません。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございました。3番さん、いかがですか。

○裁判員経験者(3番)

裁判の中で私が感じたことなんですが、これで被害者の家族の方が、この裁判で納得されるんだろうかというようなのを強く感じました。これは、その後の求刑と最終的な結論の判決との差を、結局家族の方の思いが入っておるような気がいたしました。それで、こういう裁判で、家族の方が、家族というか被害者の方が納得できないような裁判というのは、非常に裁判とすれば悲しいような気がいたしました。

○司会者(大寄裁判官)

3番さんの事件は、被害者参加といって御遺族の方が参加されていた事案だった というふうに聞いておりますけれども、被害者参加の意味なんかについて裁判所の ほうから適切に説明をしていたということで伺っていいですか、いかがですか。

○裁判員経験者(3番)

それは裁判の始まる前の席で、被害者の家族の方も同席されますよということは 当然聞いております。ただ、裁判の途中の経緯はもう少し、淡々と進む中で、だん だんと私どもが家族の方の顔を見ると、やはりいろいろ経緯はあるにしても、やっ ぱり納得できないであろうなというのがしみじみと感じました。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございました。時間の関係も来てしまいましたので、最後にまだ言い 足りていないということも含めて述べていただくというのと、これから裁判員にな られる方へのメッセージみたいな、こんなことで臨んでくださったらいいのではな いかということを順に伺わせていただければと思います。

4番の方からお願いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者(4番)

やはり私も2週間ほど参りましたが、最初に選任手続のときに、なってしまった

といったときに頭の中は仕事の段取りでいっぱいになってしまいまして、いろいろ 裁判所の方が説明してくださってるんですが、あの仕事どうしよう、この仕事どう しようというのでいっぱいで、余り耳に入ってなかったかもしれませんので、これ からなられる方は、どうかもし当たってしまっても落ち着いていただけるとよろし いかと思います。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございました。5番さん、お願いします。

○裁判員経験者(5番)

私も仕事を持ってる上で2週間通ったんですけれども、月曜から金曜日は裁判所、 土日は仕事で、丸2週間休みが全く取れてない状態で、後々結局体を壊してしまっ たんですけれども、裁判所に拘束されるというのが決まった時点で、期間が長い場 合は企業側にちょっと連携してお休みを設けていただくように配慮をしていただけ ればなというのは強く思います。

○司会者(大寄裁判官)

1番さん、お願いします。

○裁判員経験者(1番)

私は自分が会社を経営してましてお店を持ってましたので、正直、最初になるだろうと思ってなくて、でも一応やってきたんですが、お店をどうしましょうということからあれだったんですけども、やはり自分で、せっかくですから参加させていただいて、その機会は何とかということで、お店のスタッフのほうにも、私がいない分を頑張ってほしいという形で、一緒に頑張りましょうということで、いい機会だったと思いますし、そういうように私の場合はうまくやっていけたかなと思います。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございました。2番さん、お願いします。

○裁判員経験者(2番)

たまたま私の場合は定年を迎えて大分たってましたので、ただ仕事があった場合 には大変なんじゃないかなという気はしました。あとは、基本的に自然体でやろう かなという気持ちでおりました。

○司会者(大寄裁判官)

じゃあ,これからなられる方も自然体で臨んでいただければと,そんな御感想を お持ちになったということでよろしいですか。

○裁判員経験者(2番)

そうですね。

○司会者(大寄裁判官)

では、3番の方、お願いします。

○裁判員経験者(3番)

私は、裁判にこうして実際に臨んでから感じることなんですが、裁判員裁判というのは何でやるようになったかということをちょっと考えてみたかったんです。やはり非常に裁判というのは判例といいますか、前例を重視するという形で進められておるような気がいたします。それがいいことか悪いことか、例えば先般、最高裁で裁判員裁判の決定を変えられたということがありました。実際そういうふうなことがあるんなら、裁判員裁判の意味がないんじゃないかなというふうな気もするわけです。必ずしも軽くなるのがいけんとか重くなるのがいけんとかいう意味ではないんですが、やはり裁判員裁判の意見を取り入れた以上、ある程度まで重視してもらいたいなというのが一つの希望ですね。

それと、今度裁判員になられる方は、一度裁判員の法廷を見学されたらいいんじゃないかなと思うんです。そうすれば、そういうもんかなという印象が強いんじゃないかと。私は随分以前ですけれど一度見ておりましたんで、それほど裁判のことについての違和感はなかったんですが、やはりそういうふうな、例えば裁判が決まったら間を空けて、その間にある裁判を見学なりなんなりするとやはり多少気持ちが変わるんじゃないかというふうに思います。

○司会者(大寄裁判官)

ありがとうございました。時間となりましたので、この場につきましてはここで 終わらせていただきます。

○司会者(吉富総務課長)

それでは、ただいまから質疑応答の時間に入りたいと思います。質問は、まず幹事社のほうから代表質問をしていただいた上で、その後の個別の質問を承りたいと思います。質問の際には社名とお名前を名乗ってから質問していただくようにお願いいたします。

それでは、最初に代表質問をお願いします。A社a記者、お願いいたします。

○記者クラブ (A社 a 記者)

今日は貴重なお話をありがとうございました。A社で記者をしております a と申します。よろしくお願いします。まず、私から山口県司法記者クラブの幹事社として2点ほど質問させていただきます。よろしくお願いします。

裁判員を経験された5人の方に質問なんですけれども、先ほどの意見交換会の中で話もあったポイントなんですが、処遇面と心理面、二つに分けてなんですが、まず処遇面で、お仕事をどうしようかという話もあったと思うんですが、日程であったりとかお手当の話だったりとか、いろいろあると思うんですけれども、裁判所にこういうふうな配慮が欲しかったというものって何かありますかということと、心理面、例えば証人がいっぱい出てきて話が分かりづらかったというお話もあったと思うんですけれども、そういう意味で自分たちの理解を深めるためにこういうような配慮が欲しかったといったところについて教えていただければと思います。

1番さんからお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○裁判員経験者(1番)

私は2週間の間でしたけれども、午後からあるのが間に何日かございました。それはどういった意味なのか、都合がつくならば半日と半日を合わせて1日にしていただいたりですとか、私なんかはこちらに来るのにちょっと時間がありましたので、

できれば休憩時間をきっちり頂くよりは、それは休憩時間なしで、帰りの時間を少 し早めにしてラッシュ時に込まないようにだとか、そういったことを少し思ってい ただけたらなというのはありましたけど。

○裁判員経験者(2番)

先ほども私はお話ししましたように、リタイヤして時間は十分にありましたし、 心理面でどうとかいうことはありませんでした。それとあと待遇面は、特にこうし てほしいとか、ああしてほしいいうことはありません。

○裁判員経験者(3番)

私は前年に仕事を辞めましたので、時間的には特別に問題はございませんでした。 ただ、裁判を結局スムーズに進めるためには、やはり多少予備知識がないと、その 場でいきなり提示されるよりも、裁判をする上でそのほうが得策ではないかという ふうに思います。それについては守秘義務がかかっておりますので、当然その範囲 内でできると思うので、是非そういうふうにしてもらえば、争点がはっきりすれば、 必然的に裁判を長くする必要もないんじゃないかなというふうに思います。

○裁判員経験者(4番)

処遇面とおっしゃいましたけど、それに入るかどうか分かりませんが、選任手続のときに、かくかくしかじかの人がかくかくしかじかのことを行ってというような書面を拝見させていただき、もしその中に知り合い、知人がいたら、また別室でお話をというようなことが最初にありました。ですが、正直申しまして、仕事でお目にかかった方等々、全てのお名前を記憶してるわけでもありませんし、特に女性は名字が変わってしまえば分からないので、この中に知り合いがいるかどうかちょっと自信がないなという不安を持ちながら、結局その後当たってしまったというので、本当に大丈夫なんだろうかと、法廷に出たとたん知り合いが登場したらどうしようとかいう気持ちはありました。これは心理面ですかね。

それと、決まった後に、それでは解散というような最後の最後に宣誓等も終わってなったときに、これじゃ困ります、職場に提出する書類をくださいと私は申し上

げました。日にちとこれだけの時間来れませんというのを裁判所の印鑑をついて頂けませんかって申し上げたらすぐ用意してくださったんですが、そしたらあとお二方、そういうのが必要ですとおっしゃる方が出られたので、今までこういうのは必要なかったのかしらという、ちょっと疑問が残りました。

○裁判員経験者(5番)

私も先ほど申し上げたとおり、こちらに通う期間が長くなればなるほど、自分が持ってる仕事等の兼ね合いで、休みがないままずっとという形になるのは正直ものすごく負担で、会社側からすれば就業規則に書いてあるとおりって言われればそうなるんですけれども、こちらで拘束されるということが分かっていれば、ある程度強制力を持って、1日でもいいから休みをという形をとれるぐらいのものにしていただかないと、大きな企業に勤めてらっしゃる方はそれなりに待遇があると思いますけれども、中小企業とかに勤めてらっしゃる方は、そんなに恵まれてないところにいらっしゃる方もたくさんいると思うので、今後長く裁判員裁判が続くようであれば、そういった配慮というか、企業側と裁判所、国側がきちんと法律で決めていただくぐらいのことがないと、先々どうかなという不安はあります。

○記者クラブ (A社a記者)

どうもありがとうございました。今待遇面についていろいろと伺ったんですが、 幹事社としての質問で二つ目、最後の質問をさせていただきます。この後、例えば、 昨年の7月に起きた周南市での5人殺害事件のような被害者が多い殺人事件の裁判 員をされる方に対して、心理面、精神的な部分でのアドバイスであったり、取り分 け裁判所に、事案が事案なのでというところも含めてなんですけれども、こういっ た要望がありますとか、こういう点に配慮してあげてほしいですというものが何か あれば教えていただければと思います。

○裁判員経験者(1番)

事件の内容が,私は自分のときは麻薬とかなら大丈夫かなというのがありました けども,そういう殺人事件なんかでしたら到底無理だったかなというのが。そのと き,こちらに呼出状が来て,抽選があって決まった後に麻薬の事件だということを 聞いたんですけども,それがやはり殺人であったならば,ちょっと私は無理だった だろうと思うんですね。

あらかじめ、前もってではないんですけど、こういう事件でも大丈夫なのかどうかというのがないと、選ばれた方の中からでも、ちょっと引き受けられないという方が出てくるんではないかなと思うので、そういう殺人事件に関しては少し今までとは違うんじゃないかなとは思います。

○記者クラブ (A社a記者)

1番さん、裁判員経験者としてアドバイスできるようなことって何かありそうですか。

○裁判員経験者(1番)

覚せい剤の事件だったんですが、やっぱり被告人の顔はどうしても忘れることもできませんし、判決を言い渡されたときの顔もいまだに忘れることができませんし、 それは個人個人の受け取り方によって随分違うとは思いますけど、思ってる以上にやっぱり深く残るものは当然あるんじゃないかというふうな感想はあります。

○裁判員経験者(2番)

多分これは裁判としては長期になるんでしょうけども、実際にお勤めしながらや られる方がほとんどなんでしょうけども、大変じゃないんかなとは思います。

アドバイスいうんか、裁判員に選任されたらそれなりに、私だったら覚悟を決めて、自然体でいかんと仕方ないんじゃないんかなとは思います。いろんなことを考えてもどうもならんいうのもありますし。ただ、時間が大分掛かるから大変じゃないんかなとは思いますけども、それ以上のことはちょっとよく分かりませんね。

○裁判員経験者(3番)

殺人事件ということで、また加害者の方は精神鑑定をすると、されたんですかね、 そういうことで、これも一つ、その争点がそういうふうな、殺人事件とすれば決ま ったことであって、事実で、あとは精神鑑定の結果でこの裁判が左右されると思う んですけれども、そういうことを踏まえてはっきりとしておけば、裁判そのものは それだけ長引く事案じゃないんじゃないかというふうに簡単に思ってますけども。 ただ、それを受け持った裁判員の方の今度は実際に現場の状況が映し出されたよう な状況が出てくると思うんですけれど、そういう生々しい光景を見ることについて の、あと裁判員の方がどういうふうに判断されるかということが一つ問題として残 ると思うんですけども。あとは、先ほど言いましたように、精神鑑定の結果によっ てははっきりするんじゃないかと。それだけ長期間しなくても、事実関係を認めさ えずればそういうふうな形になるんじゃないかというふうには思いますけど。

○裁判員経験者(4番)

裁判員の方のメンタルヘルスについてのお話かと思うんですが、裁判所のほうからは、何か忘れられないような、ちょっと気になるようなことがあったらこちらへという電話番号等を書いたチラシを頂きましたが、そういうところに出向いてもし自分が相談するとしたら、また一から、こういうふうな裁判を見聞きして、こういう気持ちがしておりますということを全部話さないと、臨床心理士の方か精神科医の方か分かりませんが、その方は理解されないと思います。

でも、もし私がそれで傷ついているのであれば、またフラッシュバックをさせることになりますので、3番さんもそうですが、こういう殺人事件等に関しては、ベストなのはやはり、こちら、裁判所のほうに、法廷にそういう心理士の方等がいらっしゃることかと思います。であれば、裁判員の方が相談するときも、説明し直すことなく、あの時点で私はどうしても苦しいんだということが分かってもらえるだろうとは思います。ただ、人件費等おありでしょうし、なかなか難しいとは思いますが、諸外国ではそういうことも行われてるというようなことも聞いたことがあるので、もしできるのなら複数の臨床心理士なりドクターなりが法廷にいれば安心かなと感じました。

○裁判員経験者(5番)

そういう事件じゃなくてよかったなって最初に当たったときに思ったのはすごく

記憶してます。殺人事件で1人だからとか5人だからとかって,人数で決めてはいけないとは思うんですけれども,やはりそういう残忍な現場の写真なり光景なりを見てしまうと,日頃見ることがないものなので,テレビドラマのように殺人事件がありましたというわけにはいかないとは思いますので,私個人的な意見としては,写真ではなくて絵で描いて出すぐらいだったら,そんなに深く傷にはならないのかなというふうには思います。よくテレビでオウムとかの事件で,裁判所の映像じゃなくて絵で出てくるかと思うんですけれども,ああいった絵で出せば心理的な負担は多少は軽くなるんじゃないかなという印象を受けました。

○記者クラブ (A社 a 記者)

ありがとうございました。幹事社としての質問は以上です。ありがとうございます。

○記者クラブ (B社b記者)

B社のbと申します。今日参加された法曹三者の方にちょっと伺いたいんですが、 今日のこの意見交換会を聞いて、どんな点で勉強になった、あるいは今後こういう ふうに生かしていければというふうにお思いになった点がもしあれば教えていただ きたいんですが。

○法曹三者(内山裁判官)

実際に体験された方々がこういうふうにいろいろ具体的にお話していただけるの は私たち裁判官にとっても新鮮な出来事でして、やっぱり聞いた御意見を反映させ るとなったら、裁判所の場合は、今後取り組むことになるであろう次の事件、今後 の事件についての進行についていろいろと考えさせていただくことになるだろうな というふうに思いました。

○法曹三者(青野検察官)

私ども検察庁といたしましては、裁判員制度導入後も重大事件につきまして、裁判員対象事件につきましては証拠に基づいた立証を、分かりやすい立証を心掛けて、 適正な量刑を実現すべく努力してきてるわけですけれども、やはり裁判員の皆さん と顔を合わせるのは法廷でしかありませんで、直接こういった話をお聞きする機会はないわけで、法廷では当然検察官として皆さんに分かってもらいたい、こういうふうな点を理解していただきたいと、こういう心証を持っていただきたいという意味を込めて立証活動をみんなやってると思うんですけれども、果たしてそれがひとりよがりなものでないのか、きちんと正しく伝えられているかとか、逆にそれで何を伝えたいのかという点につきましても一般市民感覚を持った皆様がどういう点を見られるのかといった、そういった新鮮な視点をこういった場でしか得られないわけですけれども、そういった意味で今日いろいろお話を伺って、私なりに、地検を代表して今日は参加させていただきましたが、例えば当事者の主張が量的、質的にどうかとか、逆にやはり今日話にもありましたけれども、裁判員の皆さんにとってはそれが負担になるわけで、できたらそれを軽減する方向で立証活動をできることが最も望ましいわけですから、そういった意識を持つ機会としても今日は有意義であったというふうに考えています。これから、皆さんに本日頂いた貴重な意見をもとに今後も適正な裁判員裁判の立証に努めてまいりたいと思います。

○法曹三者(太田弁護士)

まず、こういった場は本当に貴重だというふうに感じたというのが一点です。法 廷でしか本当に裁判員の方とはお目にかかれないし、法廷の場では当然弁論とか論 告という形で、コミュニケーションはしているんですけれども、それでも直接の会 話というのはないわけですから、こういう意見を直接聞けるという場は本当に貴重 だと感じたということが一つなんです。

それともう一つは、今回5件の事件が挙がってますが、これは弁護人がそれぞれいるわけでして、今日の結果を弁護士会のほうに持ち帰って、それを改めて共有したいなと、そういうふうに考えている次第です。

○記者クラブ (C社 c 記者)

C社のcと申します。今日はどうもありがとうございました。1番の方にお伺い したいんですが、麻薬の裁判だったけれども、被告人の顔を今でも忘れることがで きないというようなお話をお伺いしたんですが、それはその後の自分の中でもかなり嫌な、よくないような思い出として残ってらっしゃっていて日常生活に影響があるとか、そういったこととしての思い出なのか、それとも裁判員等をやり、所詮は仕方ないことで、ある程度受け止められているのかというところをお伺いできればと思います。

○裁判員経験者(1番)

そうですね。やっぱり仕方がないことで受け入れられる範囲ですし、それがすごくストレスになってカウンセリングだとか何かそういったとこまでもいきませんし、それはそんなに苦痛に感じてということもないんですけど、テレビで裁判所が映ったりだとか何かしたときに、法廷が映ったりしたときにちらっとその場面が出てくるということと、証拠品のときの映像で、現場のその場の映像が出たときにもちょっとリアルだったので、そういう見たことがないものというか、そんなのもすごく印象というのですか、なかなか薄れないというか、そのときの感情はそのまま出てくるんですけど、しょっちゅうでもありませんし、それでどうこうということもありません。

○記者クラブ (A社a記者)

A社のaです。4番さんに伺いたいんですけれども、冒頭で駐車スペースを確保してもらえたけれども、車のナンバーから自分のことが割られるんじゃないんかという不安があったというお話があったと思うんですけれども、プライバシーの保護に配慮してほしいとか、逆にこういうところが、ほかにも法廷に入れば顔がばれると思うんですけれども、法廷の出入りとか裁判所の敷地内の出入りで気を付けてほしいこととか、何かそういったこととかはありましたか。さっきの話で、もうちょっと具体的に何かあればと思いまして。

○裁判員経験者(4番)

確かにナンバーからばれてしまうんではないか、そうですね、顔も直接見ますので、私はよくある顔だと思うんですが、覚えられてたら嫌だなとか、そういうもの

はありますが、だからといって、こういうところを改善したらというのは思いませんでした。もしナンバーが気になるんであれば、私が、ちょっと遠いですけど公共交通機関を使えばいいことですので、それより私はできるだけ早く家に帰って家のことをしたかったので車で来たんです。それは私の選択ですので致し方がないですし、顔はどうしようもないかなと思ってます。

途中、裁判官の方が、こちら側は被告人と比較的遠くにいるとおっしゃってくださいました。被告人の中には検察官に暴言を吐いて出ていく方もいらっしゃるけれども、こちら側はそういうことは今まで経験がないという意味のことをおっしゃいましたので、それは、安心していいよという意味だったのかなと考えています。具体的にどうということは考えてませんでした。

○司会者(大寄裁判官)

最後に、私から一言お礼の挨拶をさせていただきます。事件に真剣に向き合い、 一生懸命考えていただいた方々の御意見を伺うことができまして有意義でした。よりよい裁判員制度の運営を目指しまして努力を重ねていきたいと考えております。 本日いらした検察官、弁護士も同じ思いだと思います。本日はどうもありがとうございました。

○司会者(吉富総務課長)

以上をもちまして裁判員経験者の意見交換会を全て終了させていただきます。ど うも御苦労さまでした。ありがとうございました。